

※奨学生・高等学校奨学生制度については、県教育庁高校教育課 (☎029 - 301 - 5245) にも同様の制度があります。

平成29年度

奨学生を募集します

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などに基つき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成29年度奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類

A つくばみらい市奨学生

B つくばみらい市高等学校奨学生

※ **A**、**B** いずれの記載もないものは、共通の事項です。

※ **A**、**B** いずれの記載もないものは、共通の事項です。

1 申請資格

A (1) 本市市民の被扶養者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき専修学校(専門課程)・短期大学・大学に進学または在学する方

(3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方

(4) 確実な連帯保証人を付することができ方(※1)

(5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

B (1) 本市市民の被扶養者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき高等学校・高等専門学校に進学または在学する方

(3) 確実な連帯保証人を付することができ方(※1)

(4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(6) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(7) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(8) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(9) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(10) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(11) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(12) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(13) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(14) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

(4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)

※ **1 A**の(4)、**B**の(3)の連帯保証人について：連帯保証人は2人必要(各々独立の生計を営む成人者)

※ **2 A**の(5)、**B**の(4)について：

〈例〉日本学生支援機構(旧日本育英会)、茨城県奨学生、母子福祉資金、寡婦福祉資金、生活福祉資金(茨城県社会福祉協議会)、交通遺児育英会、あしなが育英会、各大学独自の奨学金など(併願不可)

※ 新入生については、入学した学校からのもの(**B**)

(3) 在学証明書

※ 新入生については、入学した学校からのもの

(4) 住民票(申請者家族全員について記載されているもの)

(5) 収入を証明するもの(主たる家計支持者)

※ 源泉徴収票や所得税確定申告書など、平成28年中の収入がわかるものを、募集期間中に提出してください(写し可)

5 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会での選考結果を本人あてに通知

6 奨学金の返還

(1) 奨学金は無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

(2) 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

(3) 返還猶予

ア、上級の学校へ入学したとき

イ、病気その他正当な理由により、返還が困難であるとき

(3) 返還免除

貸与を受けた方が死亡したときは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。

(4) その他

奨学生が放校処分につされたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。

本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

2 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	若干名	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成29年から在学する学校の正規の修業期間	

3 募集期間

2月13日(月)～5月12日(金)

4 申請手続き

申請をされる方は、次の書類

お知らせします！ 就学援助制度

市では、お子さんが義務教育のため市内の小中学校に通学する上で、経済的に困っている保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となります。

1 援助を受けることができる方

生活保護世帯(要保護)、またはこれに準ずる世帯(準要保護)と教育委員会が認定した世帯

2 援助の内容

学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費(学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る)・給食費などで教育委員会が定めた金額(国の基準に準ずる)

3 申請方法

各小中学校および学校教育課に用意してある所定の就学援助申請書に記入・押印の上、収入のある方全員分の源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写しなど前年中の所得のわかる書類を添付し、在学の学校へ提出してください。

4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。

※必要に応じて家庭状況を調べるために、学校教育課職員が自宅へ訪問する場合がありますので、ご協力願います。

■平成28年度認定基準額表(参考資料)

世帯構成人数	所得基準額
2人	160万円
3人	220万円
4人	300万円
5人	350万円

※持ち家の有無、世帯構成員の年齢などにより認定基準額は異なるため表は目安です。